

印南町子ども医療費の支給に関する条例（平成21年条例第19号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	印南町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	印南町子ども医療費の支給に関する条例（平成21年条例第19号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	81	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		印南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）別表第一 第5の項 印南町子ども医療費の支給に関する条例（平成21年条例第19号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第1条	印南町子ども医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童）を養育している者に児童手当を支給することにより、（家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること）を目的とする。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費（以下「子ども医療費」という。）の一部をその保護者に支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、（子ども）の（健康の保持及び増進）に寄与し、もって子育て支援することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		印南町子ども医療費の支給に関する条例
--------------	--	--------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	印南町子ども医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	印南町子ども医療費の支給に関する条例第6条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
-----------------	------------------	------------------

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月20日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	